主 文

本件を大阪高等裁判所に移送する。

理 由

裁判所法第一六条第三号によると、大阪地方裁判所の第二審判決に対する上告は、 当裁判所の管轄には属しないで大阪高等裁判所の管轄に属するものである。

よつて民事訴訟法第三○条により主文のとおり決定する。

昭和二四年七月二二日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	塚		崎	直		義
裁判官	長	谷	Ш	太	_	郎
裁判官	澤		田	竹	治	郎
裁判官	霜		Щ	精		_
裁判官	井		上			登
裁判官	栗		Щ			茂
裁判官	眞		野			毅
裁判官	小		谷	勝		重
裁判官	島					保
裁判官	齋		藤	悠		輔
裁判官	藤		田	八		郎
裁判官	岩		松	Ξ		郎
裁判官	河		村	又		介
裁判官	穂		積	重		遠